

長建協発第498号  
平成23年3月29日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

#### 産業廃棄物事業場外保管届出の手引きの制定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日から建設工事に伴い排出された産業廃棄物を排出事業場で一定規模以上保管する場合は、保管場所を所轄する都道府県知事（長崎市及び佐世保市の場合は各市長）へ事前に届出書を提出する必要があります。

また、保管を廃止する場合等、届出事項に変更がある場合も同様に届出が必要となります。

なお、平成23年4月1日時点において、既に届出対象となる保管を行っている場合は、平成23年6月末までに届出を行う必要があります。

これに伴い、長崎県環境部廃棄物対策課におきまして、別添「届出の手引き」が作成され、同課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、同手引きは、長崎県ホームページ「申請書ダウンロードサービス」において公開されておりますことを申し添えます。

#### ☆ お問い合わせ先

長崎県環境部廃棄物対策課 審査・監視班 担当：伊東

TEL 095-895-2375

FAX 095-824-4781